

## 改葬手続きの流れ

概ね次のとおりとなります

1. 改葬元と改葬先、双方の墓地管理者と改葬についての相談を行ってください。
2. 改葬元の自治体（せたな町）に「改葬許可申請書」を提出してください。（現在埋葬している墓地等の管理者（寺院の墓地であればその寺院の墓地の管理者）による埋葬の事実を証明する記名押印をもらってください。）  
なお、申請書提出時に下記書類を添付してください。
  - ① 埋葬証明別記内訳（改葬する遺骨が複数ある場合は、必ず全ての遺骨について記入が必要です。お寺や過去帳で確認して記載してください。）
  - ② 今回の改葬先である墓地もしくは納骨堂の、使用許可証又は契約書など受入れが許可されていることがわかる書類の写し
  - ③ 申請者と埋葬されている方の関係がわかるもの（戸籍謄本等・写し可）  
※申請書に記載した直近に埋葬された方のみで結構です
  - ④ 返信用の郵便切手（82 円切手）
3. 改葬元の自治体（せたな町）から「改葬許可証」を交付します。
4. 改葬先の墓地管理者へ「改葬許可証」を持参して、所要の手続きを行ってください。また、改葬元の墓地管理者とも改葬日時や手続きの確認等を行ってください。
5. 改葬先との受け入れ日の相談や手続きが終わりましたら、改葬元の墓地管理者へ「改葬許可証」を持参して、墓地管理者が示した手順により改葬を行ってください。
6. 以下、改葬先の墓地管理者が示した手順により改葬を行ってください。